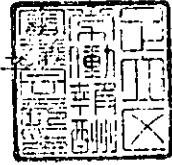


平成31年1月21日

足立区長 近藤 弥生 様

足立区労働報酬審議会
会長 渡部 典



平成31年度労働報酬下限額について（答申）

平成30年7月27日付30足総契発第477号で諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分尊重し、足立区の入札・契約制度に反映されるよう要望します。

記

- 1 工事又は製造の請負契約に係わる労働報酬下限額
 - (1) 熟練労働者、一人親方
平成30年度公共工事設計労務単価51職種ごとに、90%を乗じて得た額が妥当である。
 - (2) 熟練労働者以外の労働者
 - (1)により得た平成30年度公共工事設計労務単価の「軽作業員」の額に、77%を乗じて得た額が妥当である。
(1時間あたり1,257円)
- 2 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）に係わる労働報酬下限額
平成30年度足立区臨時職員単価（事務補助A）と同額が妥当である。
(1時間あたり1,030円)
- 3 指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額
 - (1) 保育士
上記2に示す労働報酬下限額に100円を加算した額が妥当である。
(1時間あたり1,130円)
 - (2) 保育士以外の職種
上記2に示す労働報酬下限額と同額が妥当である。
(1時間あたり1,030円)
- 4 複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額の取扱い

(1) 複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額については、その年度ごとに定める最新の下限額を適用されたい。

(2) 平成27年度以前に締結した、複数年にわたる、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る下限額については、入札の公告または通知をした年度の労働報酬下限額が東京都の最低賃金を下回った場合、その年度以降の労働報酬下限額は東京都の最低賃金とされたい。

ただし、年度途中で東京都の最低賃金が改正され、労働報酬下限額が東京都の最低賃金を下回った場合には、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、東京都の最低賃金とされたい。

【意見】

1 公契約条例の運用にあたり、以下の点について十分検討し、改善が図られることを要望する。

(1) 労務台帳の提出に要する事務処理経費について予定価格への計上を検討されたい。

(2) 適正な予定価格の設定と積算根拠の詳細の公開について検討されたい。

(3) 労働者への公契約条例の周知方法として、視覚に訴えるポスターの作成を検討されたい。

(4) 適用労働者の範囲として、現場代理人や監理技術者等を追記されたい。

(5) 平成27年度末に実施したアンケートの集計結果を踏まえ、熟練労働者以外の労働者（見習い・手元）の基準について検討されたい。

(6) 事業主と労働者の相互で職種等を確認することを検討されたい。

(7) 社会保険の未加入対策、法定福利費が明記された標準見積書の活用に取り組みされたい。

(8) 業務委託契約や指定管理者協定の労働報酬下限額として、保育士以外の職種についても、業務内容に応じた下限額を検討されたい。

2 今後の課題として、以下の点について検討することを要望する。

(1) 建設業退職金共済制度の普及徹底を元請事業者に指導されたい。

(2) 更衣室やトイレを男女別に設置するなど、女性労働者に対する労働環境整備を進められたい。

(3) 発注時期の平準化や余裕を持った工期設定について検討されたい。

(4) 国土交通省や東京都で試行実施している、週休二日制確保モデル工事や女性活躍モデル工事について検討されたい。

(5) 若年労働者の入職者を増やす方策について研究されたい。

以上